

意見書

鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理施設整備事業に係る環境影響評価の実施に当たっては、下記の事項を勘案して、環境影響の調査・予測・評価、環境保全措置及び事後調査を検討すること。

記

1 事業計画について

(1) スtockヤード

Stockヤードで水銀や蛍光灯などを一時保管することについて、施設の床面などを通して汚染物質が地盤に拡散しないよう、遮水構造等を検討すること。

(2) 熱回収施設（可燃ごみ処理施設）の処理方式

熱回収施設の処理方式について3つ記載されているが、複数の方式を併記する場合には、採用する方式によって周辺環境に与える環境負荷にどのような違いがあるのか比較することができるようにすること。

(3) 排水計画について

雨水については、調整池から公共用水域に排水する、とあるが、施設周辺の水はけの状況等も考慮して調整池の規模等を検討すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 騒音・低周波音及び振動

ア 騒音・低周波音の伝搬には風況が影響するので、風下側に調査地点を設定すること。

イ 環境騒音・低周波音の調査地点について、敷地境界だけでなく、施設に近接する住宅地に配慮して設定する必要はないのか検討すること。

ウ 道路交通騒音・振動の調査地点について、周囲が農地となっているものがあるが、住宅地に配慮して場所を変更する必要はないのか検討すること。

(2) 水質

ア 造成等の工事により濁水の発生が懸念されるので、濁水が施設周辺の環境に与える影響に配慮して調査、予測及び評価を行うべき項目はないのか検討すること。

イ 水温の調査結果についてどのように評価するのか具体的な記載がない。
どのような影響を回避・低減すべきなのか、整合を図るべき基準はあるのか具体的に記載すること。

(3)水象

ア 施設からの排水量に関する記載がない。降雨などによる排水路の既往最大流量を鑑みて施設からの排水量が過大なものにならないか予測し評価すること。

また、排水路の水位の上下変動が急激で激しい場合は、水路壁から背後地盤の吸出しが生じて地盤陥没につながることを懸念されるので留意すること。

イ 地下水の水位の調査の頻度について年4回としているが、地下水の水位は降雨の影響等を受けて大きく変動するので、連続測定を行うこと。

(4)動物・植物・生態系

排水路には水辺に依存する希少な種類の生物が出現する可能性がある。温排水による排水路の水環境の変化が排水路周辺の生態系に与える可能性のある影響について考慮すること。

(5)景観

景観資源の保全については、地元住民の意見を踏まえて検討することが望ましい。

地元住民の意見により、施設周辺の水田や山並みの遠景などが景観資源となる場合は、夏季のみ1回としている調査時期を再検討し、季節ごとの変化について最適の時期に調査すること。

3 環境保全措置について

(1)大気質・温室効果ガス

3市から広域的にごみを収集するので、ごみ搬入・搬出車両の運行ルートについては、周辺の交通安全事情も勘案しつつ最も効率的なものを設定し、温室効果ガスの抑制に努めること。また、ごみ搬入・搬出車両には低公害車を導入すること。

(2)水質

環境の保全に関する配慮方針において生活排水に関する記載がない。生活排

水に対する環境保全措置について記載すること。

(3) 地盤沈下

地下水のくみ上げについては、水の循環利用、節水等によりくみ上げ量の抑制に努めること。

4 事後調査について

排ガスに含まれるダイオキシン類が施設周辺に降下して土壤中に蓄積されることが懸念されるので、大気質におけるダイオキシンの拡散予測をもとに施設周辺の土壤中のダイオキシン類の濃度を予測し、それが環境基準を超過する場合には、土壌を事後調査の項目とすること。